

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 28 日

香川県栗林公園観光事務所長

1 入札に付する事項

(1) 案件名

栗林公園電動式園内運搬車賃借

(2) 借入物件名及び数量

電動式園内運搬車 1 台

(3) 借入物件の要求諸元

栗林公園電動式園内運搬車賃借仕様書（以下「仕様書」という。）による

(4) 納入場所

香川県栗林公園観光事務所造園課（香川県高松市栗林町一丁目 20 - 16）

(5) 納入期限

令和 7 年 2 月 28 日までに使用可能な状態で納入を完了すること。

借入期間は、後記（6）のとおり

(6) 借入期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日（60 カ月）

本件調達に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とし、賃借料について、令和 6 年度以降の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除するものとします。

(7) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和6年7月22日午後4時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(香川県栗林公園乗用芝刈機一式賃借)」とすること。

提出先: ritsurin@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和6年6月28日から令和6年7月5日まで(午前8時30分~午後5時)

郵便番号 760-0073

香川県高松市栗林町一丁目20番16号

香川県栗林公園観光事務所 造園課

電話番号 087-833-7411(代表) 087-833-5000(造園課)

FAX番号 087-833-7420

なお、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)においても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和6年7月8日午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和6年7月11日(午前8時30分から午後5時まで)、4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和6年7月11日午後5時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員にFAXで送付する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和6年7月22日 午後4時00分

(2) 開札の日時

令和6年7月22日 午後4時15分

(3) 開札の場所

香川県栗林公園観光事務所

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和6年7月12日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和6年7月18日午後5時までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格名簿に登載されている者であること。

- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者
- (5) 香川県の区域内に事業所を有する者であること。
- (6) 応札しようとする物件が、入札説明書又は仕様書で指定された機種であることを示す要求仕様等証明書を提出した者であること。
- (7) 本公告に示した借入物件及び数量を、当該物件の製造者、販売代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- (8) 本公告に示した借入物件に係る納入・調整及び迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - なお、当該維持補修サービスの拠点は、借入物件の納入場所から2時間以内に到達できる場所にあること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)、(7)、(8)の要件を満たすことを証明する書類を令和6年7月12日午後5時までに、4に示した場所に提出(郵送の場合は、令和6年7月12日までに必着)し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和6年7月18日午後5時までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日(休日の日数は、算入しない。)以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することが

ある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 本件入札は、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合はこの契約は変更又は解除する。